

防犯機能付電話機等購入補助金 Q&A

No.	質問	回答
1	65歳以上の高齢者と同居していますが、代わりに申請をすることができますか？	申請者は65歳以上の方となります。書類を代筆していただくことは可能です。
2	現在、自動通話録音装置の貸与を受けていますが、補助金の対象となりますか？	新たに機器を購入し、設置・使用する場合は、補助対象となります。
3	どの機種を買えばいいかわかりません。補助対象機器とは、どのようなものですか？	補助対象機器は、 ① 着信時の自動アナウンス・自動録音機能 ② 着信時のブロック機能 ①もしくは②のいずれかの機能のある機器になります。 公益財団法人 全国防犯協会連合会が推奨する「優良防犯電話推奨品目録」などを参考に、販売店やメーカーなどにご相談ください。 (中古品は除きます。)
4	インターネット通販（ショッピングサイト）からの購入は補助対象となりますか？	インターネット通販（ショッピングサイト）で購入した場合は補助対象となりますが、補助金申請のため、必ず領収書の発行をしてもらってください。（領収書の発行方法は各サイトで確認してください。） ※オークションサイトやフリマアプリ（サイト）等からの購入は対象外
5	購入時に商品券やポイントを利用したが、補助金額はどうなりますか？	商品券は現金扱いとなり、補助対象となりますが、利用したポイント分は補助の対象とはなりません。ポイント値引き分を差し引いた購入金額が補助対象経費となります。
6	領収書が貰えなかった（紛失した）場合は、どうすればいいですか？	補助金申請に必要なことを販売店に説明し、再発行（購入者・購入年月日・品名・型番・購入金額・購入店舗名の記載のあるもの）を受けてください。
7	申請書に添付する領収書は原本でなくてもいいませんか？	原本をお願いします。領収書原本の返却を希望される場合は、原本に収受印を押印したうえで返却いたします。

No.	質問	回答
8	申請するために押印は必要ですか？	申請書には、押印が必要です。 必ず朱肉を使う印鑑で押印してください。
9	申請するために、必要な書類はどのようなものですか？	<p>① 申請者の氏名・住所・生年月日が確認できる公的書類の写し（コピー）  運転免許証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療保険被保険者証、介護保険被保険者証、住民票、マイナンバーカード（<u>マイナンバーカードは、必ず顔写真の添付してある面だけをコピー</u>）など</p> <p>② 機器購入時の領収書（原本）  購入者・購入年月日・品名・型番・購入金額・購入店舗名の記載のあるもの</p> <p>③ 保証書等の写し（コピー）  購入機器の保証書やカタログ、取扱説明書等、品名・型番・主な防犯機能のわかるもの</p> <p>④ 振込先の銀行等通帳またはキャッシュカードの写し（コピー）  金融機関名・支店名・口座番号・名義人がわかるもの</p>
10	ナンバーディスプレイ等のサービス利用料や設置手数料等については補助金の対象になりますか？	補助対象経費となるのは、機器の本体購入金額（税込）のみです。 ナンバーディスプレイ等のサービス利用料、機器の送料や設置手数料などは、補助対象経費にあたりません。
11	申請多数の場合はどうなりますか？	受付は先着順となります。予算額を超える申請があった場合には、申請期間中であっても、受付を終了します。
12	現在、緊急通報装置やホームセキュリティを利用していますが、注意することはありますか。	外付けの通話録音装置を設置する場合、不具合が生じることがあります。 メーカーや販売店、利用しているシステムの管理会社等にお問い合わせください。